

平成 1 3 年度第 1 回

新宿区環境審議会

平成 1 4 年 3 月 2 5 日 (月)

新宿区環境部環境保全課

平成13年度第1回新宿区環境審議会

平成14年3月25日(月)

区役所5階第2委員会室

1 会長あいさつ

2 新委員紹介

3 報告事項

新宿区のISO14001推進結果

(庁内地球温暖化対策推進結果含む)

地方分権推進における権限移譲について

東京都環境確保条例について

東京都環境基本計画について

4 その他

配付資料

ISOパンフレット

新宿区庁内地球温暖化対策実行計画

移譲対象一覧

東京都環境確保条例パンフレット

東京都環境基本計画概要

審議会委員

出席(11名)

会長 丸田 頼一

委員 古沢 広祐

委員 中村 廣子

委員 板本 由恵

委員 沢田 あゆみ

委員 久保 合介

委員 崎田 裕子

委員 くまがい 澄子

委員 内田 幸次

委員 新井 是男

委員 松川きみひろ

欠席(4名)

委員 甲斐野 豊

委員 立花直美

委員 安田 八十五

委員 高橋和雄

開会

環境保全課長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから環境審議会を開催いたします。皆様に大変御報告が遅くなりましたが、4名の委員の方がおかわりになりましたので、まず最初に御報告をさせていただきます。

東京電力支社長の新井是男様、よろしく申し上げます。区議会議員のくまがい澄子様、沢田あゆみ様、久保合介様、以上4名の方に変更がございました。大変申しわけありませんが、委嘱状は机上に配付をしておりますので、よろしくご願ひいたします。

また、本日御欠席の委員は御連絡がありました方は立花委員、高橋委員、安田委員、甲斐野委員でございますが、まだ御到着されておられません崎田委員と松川委員、古沢委員、崎田委員はちょっとおくれるという御連絡がありました。古沢委員と松川委員につきましては、現在まだ御連絡がございません。ただ、15名中過半数の8名の方が出席しておりますので、審議会規則の開会条件を現在満たしております。

それでは、丸田会長よろしくご願ひいたします。

丸田会長 どうも皆さん、こんにちは。お久しぶりでございました。

ただいまから平成13年度の新宿区環境審議会を始めさせていただきます。なかなかお忙しいところをありがとうございました。

きょうは報告事項が予定されているのみでございますけれども、その後の新宿区の環境施策、あるいはその進捗等がどういうふうになったのかということで承りたいと思います。

事務局説明

丸田会長 では、事務局の方から報告事項の御報告をお願いして、それから審議の方は一つ一つやらせていただきたいと思いますので、よろしくご願ひいたします。

環境保全課長 それでは、まず最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元にきょうの次第がありまして、それからISOのパンフレット、下に平成13年度というのが入っているもの、それからブルーの表紙の新宿区庁内地球温暖化対策実行計画というもの、それから1枚物で移譲対象事務一覧というものがございませうでしょうか。それから、これもパンフレットで環境確保条例あらましというパンフレット、ホチキスでとめました東京都環境基本計画概要というものがお手元に行っているかと思ひます。以上、お手元にあり

ますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項の1番目。新宿区ISO 14001の推進結果について戸井田主査の方から御報告いたします。

戸井田主査 それでは、ISO 14001の13年度版のリーフレットをごらんいただけますか。その裏に新宿区ISO 14001の取り組み結果と新宿区庁内地球温暖化対策実行計画の取り組み結果ということで、12年度の実績が書いてあります。細かい説明は省略させていただきますが、まず電気の使用量につきましては1%の削減目標に対して3.95%削減をされております。一番右側に12年度の削減目標、その左隣に削減量、括弧してパーセントが書いてあります。

続いて、ガス使用量につきましては2%の削減目標に対して2.54%削減されました。水使用量につきましては、同じく2%の削減目標の対して4.45%削減されております。いずれも12年度の目標を達成しております。

また、燃料のうちガソリン使用量につきましては、1%の削減目標に対して7.19%減っております。用紙類の使用量につきましては2%の削減目標に対して2.97%減です。ちなみに、用紙類というのは紙の購入量と印刷製本を足した量です。ただ、「広報しんじゅく」ですとか、「区議会だより」ですとか、教育で出している「新宿の教育」につきましては、広報誌ということもありましてなかなか削減ができないだろうということで数からは除いております。

ごみの排出量は2%の削減目標に対して6.31%削減されています。内訳でいいますと可燃ゴミが8.08%の減、不燃ごみが3.65%の減、トータルで6.31%の減になります。ごみは区施設から排出されたごみを集計したもので、道路、公園等から回収したごみについては含まれておりません。道路、公園から出たごみも含めると、全体で0.41%の減となります。6項目いずれも12年度の削減目標を達成しておりますが、引き続き削減の努力を続けてまいりたいと思っております。

なお、ここには書いていないんですけども、13年度の結果は現在第3四半期までの実績を集計しているところで、数としてはまとまっていないのんですけども、前年度の結果を上回るペースで削減されております。

続いて、庁内地球温暖化対策実行計画の取り組み結果ですが、温室効果ガスのうち二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン排出量を14年度までの3年間で二酸化炭素換算で3.67%を削減する目標に対して、12年度は3.51%削減されております。これは、電気使用量、ガス使用量

、ガソリン、軽油の各使用量とガソリン車、ディーゼル車の各走行距離から計算するわけなんです。ISO 14001のシステムを使って削減目標を達成しようというものです。細かい話になってしまいますが、各使用量、走行距離に排出係数を掛けまして、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンのそれぞれの排出量を計算し、さらに二酸化炭素1に対して一酸化二窒素310、メタン21の地球温暖化係数を掛けまして、全体を二酸化炭素換算の排出量にしまして、11年度と12年を比較しております。

なお、メタンがマイナス15ということはふえているんですけども、これにつきましてはガソリン車の走行距離がふえているためです。ただし、走行距離はふえているんですけども、ガソリン使用量自体は減っております。ISOの方では経済走行が実施されたという評価をしております。

ISOの取り組み、もう一つ地球温暖化対策実行計画の取り組み結果については以上です。環境保全課長 それでは次に、2番目の地方分権推進における権限移譲について御報告上げます。

1枚のコピーのもので、移譲対象事務一覧というものをごらんいただきたいと思います。御案内かと思いますが、法律に基づくものと東京都の都条例に基づくものが移譲対象事務として挙がっております。

まず、法律に基づくものにつきましては、環境局所管のものが7事業ございますが、そのうち大気汚染防止法に関わる7事業、それから水質汚濁防止法に関わる5事業、また公害防止組織整備法に基づくものが2事業、ダイオキシン類特別措置法に関するものが4事業、騒音規制法が3事業、振動規制法が2事業、悪臭防止法が2事業というようなことになっておりますが、ただいま協議中になっております。これは昨年1年間、東京都と各区は代表を出しまして、ワーキンググループの中で検討してきたものでございます。

なお、下の騒音規制法と振動規制法、悪臭防止法の3法につきましては、15年の4月を目途に引き続き協議をするということになっております。

次に、下の環境確保条例に関するところでございますが、深夜騒音の関係では深夜の営業等の制限につきましては、既に平成12年の4月から協議が整いまして実施しているところでございます。それから、土壌汚染と化学物質につきましては平成4年、この4月1日から双方とも区の事業として実施していくことになっております。

簡単でございますが、以上でございます。

瑞穂主事 次に、環境確保条例につきまして、私は瑞穂と申しますが御説明させていただき

ます。

旧公害防止条例、昭和44年制定のものを30年ぶりに都が全面改正し、通称環境確保条例として施行されたということです。今回の改正条例の目的というのが今の都市型の生活公害に対応するために、例えば自動車公害対策、あるいは有害化学物質問題への対策、こういったものを新たに盛り込んできているということです。区の事務としましては、このうち有害化学対策及び土壌汚染対策、これについて平成14年4月1日、すなわち来月1日から区の事務として都から移管されてやることになっております。

まず、有害化学物質対策につきましては、化学物質の使用量等を報告させる、それが1つと、化学物質を管理する管理方法書の作成、提出を義務づけると、この2点になっております。いずれも例えば年間有害物質の使用量が100キロ以上もしくは従業員が21人以上とか、そういった制限をつけて、そういった事業者に対して報告または作成、提出を義務づけております。この化学物質の使用量等の報告の対象になりますのは、新宿区の地場産業である印刷業種、あるいはクリーニング、ガソリンスタンド、こういった事業所がいわゆる化学物質、例えばトルエンですとかガソリンに含まれているキシレン、同じくトルーン、そういったものが対象になります。こういったものについて一定の届け出を義務づけさせ規制をかけているといった趣旨になっております。

次に、土壌汚染対策ですが、これにつきましても一応条例上指定された有害な物質もしくは有害なガス、こういったものがその業種によっては土壌の中に汚染物質として浸透してしまう可能性がある。そういった可能性のある事業者、具体的には工場等を経営しており条例で指定された有害物質を使用されていると思われる業者に対し、その業者が廃業して土地を売り渡すとき、もしくは建物を除却し有害物質を使用している設備にかかる部分を再編する場合、そういったときについて土地の汚染状況の調査を行ってもらう。そして、それを区に対して報告してもらうということになっております。この結果、さらに汚染が確認された場合には、より詳細な調査を行わせると、こういうことになっております。

以上、大きな点としては区の事務、4月1日から始まる事務は以上です。

環境保全課長 それでは、最後に東京都環境基本計画について御報告いたします。

概要としてお配りした資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

東京都の環境基本計画は、平成9年3月に策定されたものを今年の1月に改定したものでございます。この改訂の背景にありますのは、地球温暖化の進行と影響が一層明確になったということや、有害化学物質の環境汚染が顕在化してきたこと、また、産業廃棄物処理の問

題が表面化してきたことなど、環境の危機の深まりが1点として挙げられます。

また、もう一つはディーゼル車NO作戦を開始したことや、環境確保条例の制定など都の環境施策が大きく方向を変えてきたこと、これを反映した形で今までのものを改定して、今後の基本計画を新たにスタートしようというものでございます。

特徴といたしましては、まずこの策定の根拠は東京都の環境基本条例に基づいて策定されたと。それから、理念としては、健康で安全な環境の確保と持続化の社会への変革を東京から実現していこうと、そういう理念のもとに策定されております。

構成でございますが、一応3つに分かれておまして、まず1番目は、分野ごとの目標と施策の方向ということで、健康で安全な環境の確保、それから2番目に都市と地球の持続可能性の確保、3番目が自然環境の保全と再生というような3つの大きな分野に基づきましてまとめられております。

次に、環境の危機克服に向けた行動の推進と配慮の指針ということで、2つの指針が挙げられております。まず、幅広い主体の参加による推進の仕組み、都市づくりを中心にした環境配慮の指針というような形でまとめられております。

最後に5年間のプログラムとして具体的に戦略プログラムということで5つのプログラムが載せられております。まずは大気汚染対策の徹底、これは先ほど御説明いたしました環境確保条例の中でもうたわれておりますように、自動車公害対策を中心にしたものでございます。また、地球温暖化の阻止ということで、これについても具体的な取り組みが条例の中にも盛り込まれております。また、3番目はヒートアイランド対策の展開ということでございます。4番目が貴重な自然の保全と再生、5番目が都市づくりにおける環境配慮の強化ということで、今回の環境基本計画につきましては総花的ではなく、かなり目標を絞った形での基本計画になっております。都内の各自治体との連携も挙げられておりますので、私どもも今後の環境行政の中で都と連携をして具体的な対応を考えてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

新宿区のISO14001認証取得について

丸田会長 ありがとうございます。以上で資料をもとにした御説明は終わりでございますが、御質問とか御意見とかございましたら一つずつ進めさせていただきたいと思っておりますので、その際をお願いいたします。

まず、新宿区ISO 14001の推進結果、庁内地球温暖化対策推進結果を含むとなっておりますが、1についてございましたらお願いいたします。

沢田委員 今、御説明を伺いまして、目標をかなり上回る形で、庁内でも既に皆さんを初め、非常に努力していただいているというのが大変よくわかってよかったと思います。地球温暖化対策の実行計画は3カ年の計画となっておりますので、14年度までということで、またその次の計画がつくられると思うんですが、議会の方でも私は何度か低公害車とか無公害車が、そういう車の導入を進めていただきたいということで、すべての庁用車をそういうものにかえていく年次計画も持って進めていただきたいというお話をさせていただいているんです。

ただ、この間の予算委員会の中では非常に前向きな御答弁をいただいたんですが、例えばこういう地球温暖化対策実行計画とか、こういう中でそういうものを位置づけてやっていくということができるんでしょうか。それとも、また別にそれはそれで計画をつくるということになるんでしょうか。できれば、14年度、新しい年度が始まりましたら、すぐにそういった検討を始めていただきたいなと思っているんですけれども。

環境保全課長 それでは、御指摘の内容でございますが、先ほどの予算特別委員会の中でも御答弁申し上げましたように、次の課題は数値目標かということでもあります。現在、検討しております後期基本計画の中などで具体的な数値化の目標について検討して、それを温暖化防止実行計画の中などにも反映していきたいと、そんなふうに思います。

松川委員 ISOの14001というのは全庁的なことだと思うんですけれども、推進結果とか一応これはこのような形でパンフレットでまとまっているんですけれども、せっかくきょうは委員の方が何人か来ていらっしゃるんですけれども、各部の取り組みはどんな感じなんですか。進んでいるというような実感があるのか、それとも形式的なもので終わっているとか、例えば私はエレベータとかは一つは特急で一つが鈍行みたいになってはいますけれども、2つ押しているから結局もっと動いているんじゃないかなとか思ったりするんですけれども、そういうのも含めまして、いかが進んでいるんでしょうか。

福祉部長 今の御質疑で、福祉部の取り組みをちょっとご紹介させていただきますと、福祉部は御案内のとおり区内に普遍的に福祉施設がございます。そういう中で区が示されておりますISO 14001の推進目標を各施設が共通の課題ということで受けとめておりまして、今回、昨年も評価委員会の方から進捗状況の審査をいただいているんですけれども、例えば保育園の現場での環境保全活動ですとか、そういうものについては十分にここにはひとまずは量的な問題として出ておりますけれども、こういうものに十分寄与していると、このように

私は受けとめております。

松川委員 ありがとうございます。

それぞれ福祉部の特に教育委員会の方とかは、学校は入っていないんですよね。でも今後、教育委員会はやはり教育の現場ということで環境教育の中核になっているわけなんです。庁内と今後の展望に分けてむしろちょっと説明をお願いします。

事務局次長 まず、庁内ということでしたので、12年度はISOの認証取得に向けてということで、私どもも環境保全課の指導を受けながら認証がもらえるのかなと思ながらいろいろ準備をしたんですが、13年度は2年次ということで比較的落ち着いた取り組みができたのかなと思っております。ただ、12年度、13年度という形で目標があるわけですので、私どももよその部で進んでいる、例えば用紙の使い方ですとかさまざまなアイデアなども参考にさせていただきながら、教育委員会の事務局としてもやはり2年次、3年次と、それぞれ目標値を上げていく、向上していくという取り組みをしているところです。

あと、学校については今回のISOの認証の取得の範囲ではなく、協力団体ということで協定書を締結したということです。ただ、学校につきましては環境協力はこれは新宿の教育委員会の場合は独自で環境副読本をつくったりして先駆的に取り組んでまいりましたし、この4月からは総合的な学習の1つの柱としてさらに取り組んでいくということです。

一方では、そういった環境教育以外のISOの認証などに学校がどうしていくのかということは、今回の区議会の定例会の一般質問でも質問がございました。学校については、学校がISOとかいろんな取り組みもあるわけですが、一応そういった取り組みもあることも視野に入れてでございますが、学校についてもISOの14001の認証取得に向けて環境土木部とも協議させていただきながら取り組んでいこうと、そういう段階でございます。

松川委員 大体全庁的に少しずつ効果が上がっているということはわかりますので、今後もよろしく願いいたします。

久保委員 先ほどの説明を伺っていると、ISOのところでは用紙類の使用については区議会、教育委員会の広報については、その性格上削減が難しいので省いてあると、あるいは温暖化対策の計画の取り組み結果でのメタンでは、排出量は15キロ多いけれども、経済走行距離からすると効果が上がっているという説明がありました。こういう結果というか実績をあらわすには数字でしか実際には出せないんだけど、そういう説明を聞くと、僕ら素人には、決まりの中のある数字さえ出ればいいのか、数字さえ出ればこの取り組みは新宿区は成果が上がっているんだというような嫌いを感じてしまうんですね。そこら辺疑問をなくすよ

うに説明いただけないでしょうか。

環境保全課長 それでは、今御指摘になりましたように、もちろん数字だけがクリアすればいいということではございませんで、質的なものも当然問われてくるわけでございます。紙の問題につきましては、12年、13年度取り組む中ではそういう形で数字は計算をさせていただいたということでございます。実際には、これから裏紙の使用とか、それからむだな使用を控えるということとをさらに一層徹底していかなければならないというふうに思っておりますが、先ほど除外した紙については、広報という性質からいきますと、ただ広報の紙を減らせればいいということにはならない。住民の方々に必要な広報なりPR活動なり、そういうものを十分果たしつつ実質的な紙の使用量を見直していく、削減していくということを今後とも追求していきたい。

それから、ガソリンなどにつきましてもそうでございますが、要するに、事業活動が非常に活発になって、走行距離がふえて、走行距離がふえることはガソリンがふえることと今のところは比例していくわけでございます。その中で、先ほどお話がありましたように、できるだけ低公害車に切りかえるとか、負担を軽くしていく方法をさらに一層工夫していきたい、そういうことでございます。

ですから、一応数字で目に見えるというか、おわかりいただけるような形で御報告しておりますが、決して数字だけを追っているのではない。そういう意味では、先ほど福祉部長からもお話がありましたけれども、保育園などでの事例など、私どもが全体的に見習っていかなければならないような大変質の高い取り組みをしている職場もございますので、今後とも内容も含めてお知らせしていくような努力をしていきたいと思っております。

久保委員 環境課長を初め、全庁的に一生懸命に取り組んでいるのはよくわかっています。僕も環境建設委員会ですから。

ただ、例えば3つの広報が区民への情報提供という政策的な、政治的な意味合いからは非常に大事だと思うんです。だから、減らすことというのはそう簡単にできないというんですけれども、そういう理由がついたとしても全体として減らさなければ全地球の環境に与えるマイナスというのは変わらないんじゃないですか。理由がつけばいいというものではないと思うんです。僕らは全地球的な視野に立って、それぞれの場でとにかく削減をしようという立場でISOもやっているわけで、理屈がつけばいいというものではないのではないですか。それは確かに政策的、政治的なものですよ、広報は。でも、それでよしという答弁というのは僕はいただけないんですけれどもね。

総務部長 まさしく今地球的な問題であるということと、いわゆる各世界が総量で減らしていかなければいけない。京都議定書の問題等を初め、そういう大きな日本としての課題があるわけでございます。理屈がつけばというよりも、ただいま委員のおっしゃられたとおり、それぞれ総量として減らしていくというのは、我々も担当部もそういう姿勢で取り組んでおりますし、個々には具体的なお話もあろうかと思いますが、何しろ総量として将来の地球を守っていくんだ、将来の子どもたちのためにも地球のいい環境を保っていくと、そういう姿勢であることについては、我々もそういう姿勢で取り組んでいるということを申し上げさせていただきます。

崎田副会長 今の新宿区がISOを取得されたことに関連したことなんですけれども、実は私は地域の視点で環境に関する普及啓発など、仕掛けづくりなどを行っているんですけれども、区がISOを取得されてから、以前からもそうなんですけど、大変地域からのいろいろな提案とか、そういうことに非常に真摯に考え、検討していただいています、そういう意味で、そういう仕掛けづくりをしている人間としては大変ありがたい状況になっているなというふうに感じております。とりあえず、そういう情報をお話しさせていただこうと思って手を挙げたんですが。

特に、今新宿区内には大規模の事業者でISOを取得されている企業は大変大勢いらっしゃるんですけれども、そういうところに積極的に呼びかけて、環境を考えた事業者の方の連絡会づくりなどを積極的に環境保全課がやっていたりとか、エコ事業者連絡会という名前前でやっていたらっしゃるようですが、その事務局をおやりになって、そういう大規模の事業者の方と具体的ないろいろな勉強会などをおやりになったりとか、東京電力さんにも大変お世話になっておりますけれども、そういうふうな取り組みがかなり進んでいるように区民として感じている面もありますので、そういうのが具体的な数字として、本当に区内の環境がよくなったなという、CO₂がこのくらい減ったとか、このくらい自動車の排気ガスが減ったとか、それが数字でついてくれば、もっとももっといいことだと思うので、そういう今いろいろなふうに取り組んでくださっていることが、そういう具体的な結果として出るように、その辺は区民も事業者の方とも一緒になってこの次に考えていくということが一つの今のいろんな御質問から見えてきたことかなというふうにも感じておりました。

あと、先ほど教育のことでお話があったんですが、そういう区民からの呼びかけに今教育委員会の方も大変対応してございまして、お世話になっております。そういう意味で、環境教育とか、そういうことが徐々に区民も一緒になりながら、みんなで応援し合いながら

っていけばいいなと感じております。そういう意味で、新宿区がISO 14001を取得されたというのは、大変大きなターニングポイントというか、お声かけに応じていただくとき、大変ありがたいなというふうに区民としては感じております。ちょっとそれだけ情報提供させていただきました。

ありがとうございました。

丸田会長 ほかにございますか。

私からなんですけれども、子どもとの問題というか、キッズISO 14000とか、あるいはまた新宿区の特性として公立の幼稚園が多いというのは23区の中でもちょっと異質なんです。公的に整理している。ということは、それをうまく活用して、小さいときから子どもたちに環境の尊さとか、大切さとか、保全の必要性とか、そういったことを教えていける。あるいは学んでいけるというか、そういう機会の提供に好都合ではないかなと思うんですね。新宿が、特に。その辺を他区と比べて全然違うので、先ほど松川委員も環境教育と言われたけれども、単なる総合的学習でそれを取り上げたということよりも、そういう特性をうまく使った独自の試みというのが今後欲しいなという僕の願望なんですけれども。教育委員会にお願いしておきたいなと思うんですけれども。

よろしく願いいたします。

環境保全課長 実は今の御意見につきましては、また教育委員会とも御相談をしたり、学校だとか幼稚園と御相談しながら考えていきたいと思えます。

久保委員 今、会長がおっしゃった点ですけれども、環境建設委員会で西宮市を視察に行くと、この問題なんです、西宮市は義務教育校を挙げて取り組んでいる非常に先進的な市ですが、ぜひうちの人たち、保全課の人や何か熱心なのでよく知っていると思うんですけれども、ぜひ西宮市の子どもたちの環境への取り組み、ただ学校で教えるのではなくて、具体的に行動を通じて勉強させていますけれども、やはり一日も早くああいうことを参考にして環境保全課だけがやれるものではありませんので、全庁的にぜひやってもらいたいなと希望を申し上げます。

崎田副会長 西宮市に視察に行かれたという話で、すばらしいなと思って伺っていたんですが、大変知られた取り組みで私も行ったことがあります。あそこはやはり一番最初の人材育成とか、そういう市民全体を乗せていくという、あの辺の仕掛け作りが大変うまいところかなという感じがするので、ぜひああいう環境学習ルームとかありましたけれども、ああいう動きがこちらの区でも現実になっていくといいなと私も個人的に思っております。やはりこ

れからは環境学習とか人材育成、そういう場づくりとか、とっても大切なことかなと私も感じます。

中村委員 学校ではないんですが、近くの保育園によくおじゃまさせていただくんですけれども、そこはまさしくリサイクル、リユースというような形で遊具から子どもたちの小さい整理箱まで全部牛乳パックとかいろいろなものを利用して、ほとんどのものがそれでできているんですね。よだれかけを入れるものにしても靴を入れるものにしても、その靴をざっと先生が子どもを避難させるときには、まず靴を背負って子どもたちをかき集めてというような形で避難できるという、そういうような工夫もされていまして、感心して見てきまして、私も民生委員の豆情報、豆知識なんかで、自分の地区だけなんですけれども紹介したこともあるんですけれども、そういうものを少しずつ紹介して、どこの幼稚園とか学校とか保育園という、そういう名称まで入れなくていいんですけれども、こういう取り組みをやっているところがありますよというようなことで、少しアイデアを出していったら皆さん取り組みやすいのではないかなということと、それからそういうふうに取り組んでいる保育園の保護者、送り迎えはお母さんやお父さんだけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが結構多いんですね。そういう方たちがそれを見て、また集めてきてくださる。ですから、楽器も全部洗剤のスプーンで楽器をつくったり、合わせてつくったりして、それで子どもたちが発表会をやっているというような、そんな感じのところもあるんです。

ですので、そういうようなもので、小学校も本当に必要ですけれども、もっともっと下の段階から、保育園、幼稚園の段階からのエコ教育、環境教育、それについてはやはり幼稚園とか保育園は必ずお母さん、お父さん、またはおじいちゃん、おばあちゃんがお迎えに行ったり送っていったりするものですから、それで案外広がりができると思うんですので、学校は教育委員会、幼稚園も教育委員会ですけれども、保育園の方は福祉部になるんですけれども、そんなことで、やはり小さいうちからそういうものを作っていくという必要があるかと思えます。

それと、先ほどの久保委員がおっしゃった区報とか新宿の教育とか、あるいは区議会だよりですか、そういうものをもっと総量的に枚数を少なくしていく必要もある。確かに、そういうこともあるんですけれども、それをどういうふうにしてやっていけるのかという、そのあたりを考えていく必要があるのかなと。新聞折り込みで配られてきますけれども、新聞を取っていない家にはその情報は届かないわけですね。ですので、あるところでは民生委員の方が出張所をいただいてきて各戸に届けてあげているという、そういう声も聞いたんです。

そういう中で、情報をどういうふうな形で皆さんに提供していくか、それには数を減らすものも含めて考えていく必要があるのかなど。新聞折り込みではなくて各戸配布だったら、今度は人件費がかかるとか、いろいろな問題が出てくると思うんです。ですので、やはり全体的に考えてそういうことも少し含めて考えていけたらと思っておりますけれども。

地方分権推進における権限移譲について

丸田会長 どうもありがとうございました。

大体1についてはよろしゅうございますか。では、また関連したことがずっと環境版ですので、また御意見をいただいて結構ですのでよろしくをお願いします。

2に進めさせていただきます。地方分権絡みのことで御報告ございましたけれども、御質問等ございますか。

久保委員 法律にかかわる事業が25並んでいますが、東京都と特別区のワーキンググループで今協議中というのですが、この25すべてが協議中なんでしょうか。それとも全体として結論が出ていないので、ひっくるめて協議中になっているけれども、この中の一定部分はもう話についてはとかいうのはあるんでしょうか。

環境保全課長 法律はこちらに挙げてあります7つの法律でございますが、全部が協議中でございます。そのうちの下の方3つ、騒音規制法と - - 事務ですか、すみません。中身の具体的な事務についてはもうお話し合いがついてものもございます。特に下の騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の中の.....

久保委員 それは聞いていません。

環境保全課長 すいません。ということでございます。

久保委員 地方分権推進法が決定されて、その関連法なんかも出て随分たつんですね。正確に言うと丸三年か足かけ三年かになります。これだけ日にちがたっても協議中ということが、僕は物すごく理解できないんですけれども、何が障害で協議中なんでしょうか。

環境保全課長 それでは、お答えしたいと思います。

大きくは2つございます。1つはこの法律に基づくものは23区が一括してということで、どこかの区だけが受けるとか受けないとかということが認められておりませんので、一応全区が足並みをそろえなければならない状況にあります。この法律に基づくものについては、既に各区でそれぞれの環境行政を進めてきておりまして、体制もいろいろでございますので、東京都との受け入れの準備の中でまだ十分に煮詰まっていないもの、東京都の今の体制と

各区が既に進めてきている体制とをどう合わせるかというような具体的な実務面の問題、もう一つは経費負担、初期投資も含めました経営財政的な問題が合あせてございます。あわせて政令がまだ決まっておりませんので、政令が決まらなると具体的なおりてくる時期にはならないということでございます。これは国絡みの動きでございますので、協議とあわせてそちらの方の作業も進めていかなければならないということでございます。

久保委員 課長が挙げた3つの理由はそれなりにうなずけるんですけども、それにしたって遅いですよ。だって、法律ができてこれだけ3年もたって、いまだに受けた自治体が実行に移せないなんていう法治国家の政治って何なんだって言いたくなるんですけど、足並みをそろえなければならぬというのは、23区がそれぞれ独自性を発揮しているという意味では評価をしたいですね。東京23区は全部同じではなくて、この地方分権法というのはそれぞれが独自性を発揮せよというのだからいいと思うんですけど、経営負担についても、なかなかまとまらんというのも僕は議員ですからよくわかります。問題は法律をつくれた政府がいまだに関連政令を出さないというのは、もってのほかだと思うんですけども、どういう理由で政令が出てこないのかは御存じでしょうか。

環境保全課長 政令改正については、東京都と国が話し合っております。実は東京都と国との話し合いの詳細は漏れうかがうことしかできませんので正確にはわかりませんが、具体的な協議の中でやはり東京都の方から資料の提供とかマニュアルの整備だとか、データを共有化するのにどういったシステムがいいかというようなことで、なかなか東京都から基本的な資料が出てこないということで、私どもは比較的、積極的に協議をしていこうという立場にはありますが、そこら辺でなかなか特に環境保全局が環境局になって大幅に組織改正があったとか、いろいろな事情もあるようですけれども、その辺が大きなネックにはなっております。

久保委員 本当に課長は一生懸命ですからあれなんですけれども、結局東京都や国に対して、関連法政令を早く出さなかったら実際に困るんだということを言うのは区長でなければならぬので、本部長はもうちょっとで本部長でなくなっちゃうんですけども、でも本部長の役割なので、ぜひ東京都や国の方に一日も早く政令をきちんと出してくれということを要求すべきだと思うんですけども、いかがですか。

総務部長 私もこのこと自体、具体的な作業として承知していないので申しわけございませんが、いずれにしてもこの法律に基づく区市町村への移譲の問題というのは、全国共通なのかという思いも率直にしております。そういうようなところから、委員がお尋ねのことについては、やはりこういうものをというのは早期に実現しなければいけないというのは当然

のことですので、担当部の方とも話し合いながら御趣旨を生かすようなことでよく話し合いをさせていただきたいと思います。

丸田会長 地方分権絡みで当然たくさん法律が適用されるわけでしょう。その中で今 御質問になられたような点というか、ここに掲げてある法律というのはおくれているというか、遅い方なんですか、全体的な動きからして。

環境土木部長 いろいろな各部にわたる事業が移管事務としてあるわけです。それで、この環境部門だけが特に早いか遅いかという御質問だと思えますけれども、全体的におくれていることは間違いありません。これは例えば移管しなくても従来のところやっていますから、市民に対して即影響のあるというものでもないわけです。従前どおりやっている。いつ取り扱うところが違うかということなんですけれども、そういうことでいうと、10割あるうちの何割くらい移っていくかといいましても分野、分野で違うんですが、環境の方も遅いのではないかと思うんですけれども。

ただ、言い訳みたいになります、東京都ははっきり言ってばらばら出してくるんです。一次推進だとか二次推進だということを出してきまして、それでお尻を決められて、しょうがないからとやっちゃうと、23区の各区が主体性のない形の中で、はっきり言えばおっつけられたような問題になる可能性が非常に高いものですから、特にこういう環境問題というのはソフト問題ですから、土木みたいに施設をこうやって移すといえはすぐわかるんですが、なかなかそうもいきませんので体制をどうしようかということですね。それから、財源の問題ということで話をしているんですが、向こうの事業局と財政当局との話し合いだとかいう話も入ってきますので、なかなか進まないで双方でいらいらしているということでご迷惑をかけていると。

以上です。

丸田会長 ありがとうございます。

では、2番目の点はよろしゅうございますか。

松川委員 これは今まで移ってきたものが3つあるということでしょうか。財源とかは今後とも特にお金が絡んでいるので、そこのところだけ教えていただけますでしょうか。

環境保全課長 深夜騒音の問題は財源というのは特に補助をされておりませんが、都の条例の基づくもので土壤汚染と化学物質につきましては、事務の特例交付金という形で一応算定はされております。

松川委員 それで十分だと判断されているんでしょうか。

環境保全課長 化学物質と土壌汚染については、都の条例としても新しいものでございます。例えば、具体的に土壌汚染が新宿区内で発生したときに、経費が十分かどうかというのは大変難しい問題でございまして、今のところは関係の事業所だとか工場、指定作業所等に周知をしたり、きちっと届け出をしていただくような、そんなものでございますので、具体的な一例が出てくるとわかりません。十分とは言いにくいところです。

松川委員 余り長くしないようにと思ったんですけども、結局東京都と23区の方でせめぎ合いみたいなものがあるわけですね。予算を取りたい、出したくないという、そういうのが基本だと思うんですけども、東京都は一元的に東京都の部署が算定したりしますけれども、23区の場合には算定するにも人件費がかかるわけじゃないですか。そうすると、作戦の司令塔とか、そういうものがないと結局司令塔のある部隊に負けてしまう。要するに移した分だけ必要な人件費の何割かを削った分を売れば東京都としては財源が豊かになっているようなのが出ているし、固定資産税も下げることができるわけですね。それと、23区の司令塔的なものについては、お金があるんでしょうか、やってきたんでしょうか。

環境土木部長 財源につきましては、予算担当の部署の課長会、部長会がありまして、そこが一元的にやるということになっております。ですから、私どもの環境部長会とか土木主幹部長会とかいうところでは、それ相応の筋を通しながら東京都に対して要求をしているところです。それを局財政の担当部長会でまとめまして、助役会、区長会ということになっておりますので、一応の一元化は図られているということでございます。

崎田副会長 地方分権の話の流れからいくと、きっとお仕事がふえて大変だろうなというのはあるんですが、市民感覚から言うと、自分たちの大変身近なところでそういうことをやったださっているというように受け取るわけですので、自分たちに情報がわかりやすくなるだろう、もっといろんなことがわかりやすくなるだろうと期待するわけで、もちろんそういうこともあっていろいろな流れがあるんだと思いますので、きっと大変だとは思いますが、市民へどういろんな結果を公表していくとか、情報公開の仕組みとか、きっとそういうことが今以上に期待されると思いますので、そういうことの方もよろしくお願いしたいと思っています。

環境土木部長 基本的にはそういう考え方だと思うんですね。都は現実的な内容でそういう形になっている。

崎田副会長 ですから、自分たちにこういうちょっと難しい情報が近くなるという期待感がありますので、そういうのを的確に出すような形、あるいはそういうふうな仕組みを設定し

ておいていただくということがありがたいかなと感じます。よろしくお願いします。

東京都環境確保条例について

丸田会長 まだおありかと思えますけれども、また次のこととも関連しますので、あわせてよろしくお願いします。

東京都環境確保条例についてということで3番目お願いいたします。

松川委員 この6ページの自動車環境管理計画書というのは30台以上について提出することになっていると思うんですが、事業者ということですが、これは例えば大規模マンションで30台と200台ぐらい車を持ったところも当然管理するんだと思うんですが、そういうところはこれで管理されるんですか。

環境保全課長 これはあくまでも事業者で、自分の事業所で使用しているということでございますので、大がかりなマンション等は個別に自動車をお持ちなので対象になりません。

松川委員 環境建設委員会の陳情も上がっているかと思うんですが、たくさんの自動車を持っているところについては、やはりいろいろと計画的にやった方がいいのではないかということがあると思う。それは大きなマンションにも同じことになると思うので、それについてはぜひ検討していただきたいと思います。

沢田委員 いただきました資料の2ページのところなんですけれども、ここでは地球温暖化対策事業者というのは、燃料や熱の使用量が原油換算で年間1,500キロリットル以上とか、電気の使用量が年間600万キロワット/時以上というふうな規定がされているんですけれども、これで言うと新宿区内の事業者でどれくらいの事業がこれに該当してくるのかということと、それぞれそれに該当する事業者についてはいろんな計画書の作成だとかということで、都の方では当然これを掌握されるんでしょうけれども、区の方にもそういうものはフィードバックされてきて情報として持てるのかどうか、その辺の話し合いが都とはどのように進んでいるかをお聞きしたいと思います。

環境保全課長 区内にどのくらいあるかとうことではちょっと把握しておりませんので、具体的には東京都に聞いてみないとわからないというのが実情でございます。ちなみに、新宿区は該当していないと、事業所としても該当していないということです。

それから、この項目は施行期日が14年度から計画書を提出するというので、この4月からそれぞれ東京都の方に提出される。それについて区に情報提供があるかどうかというのは、まだ話し合いをしておりませんので、これは区を経由しないで直に東京都が指導される、

東京都の業務として行われるということでございます。

沢田委員 もちろん事業としてやるのは東京都だということになると思うんですが、やはり新宿区という土地柄もあって、そういう該当するような大きな事業者が非常に多いと思うんです。そういった中で新宿区として区内の事業者とか区民も含めてどうやって環境への負荷を減らしていこうかという話をするとき、やはり区としてそれについてをきちんと把握をして、そういうところとの対話で話し合いを進めながら、お互いに努力し合うというのが必要なことだと思いますので、これからだということだと思いますが、一応13年度にその対象となったところが14年度から計画書を提出ということなので、恐らくどこが13年度の時点で該当しているかというのとか、そういうのは既に都の方では押さえられていることだと思うんですけれども、ぜひ連絡を取り合っていていただいております。

以上です。

板本委員 12ページの化学物質の適正管理ということなんですが、これはこちらの移譲対象の方でも化学物質の適正管理が区の方へということなんですけれども、何かこれを見ますと、使用量が100キログラム以上のところは報告書の作成、提出と届け出とあるのですが、それに対して例えばすごくたくさんでも、ただ報告しようと届け出をすればオーケーというのではなくて、すごくたくさんですけれどももうちょっと減らした方がいいんじゃないですかというふうな指導はやっていないのでしょうか。

環境保全課長 まず、正しく管理をきちっとみずからやっていただくということで、どんな理の仕方をしているか、どういうふうに使っているかというようなことを届け出させていただくんですね。もちろんこれは基本的には事業所で、工場だとか指定作業所だとかということにも当たりますので、不必要に量を多く使っていればそれはそれなりに指導しなければいけないことも出てくるかもしれないんですが、どういう使い方をしているか、どういう管理の仕方をしているかというのが主な形になっております。業種によって量的には多くてもきちんと管理をして使っているということでは問題がない場合もありますので、というようなことで対応していこうというふうに今準備をしているところです。

崎田副会長 今、化学物質の御質問が出たので、私も関連して化学物質のお話をさせていただきたいんですけれども、その前に出ている自動車関係のはもちろん大切なんですけど、今までかなり話題に出てきていて、市民になじみやすいといったら変なんですけど、問題は大きいけれども理解しやすいんですが、化学物質というのはなかなか目に見えないし、何か非常に抽象的だったり大きい感じがしてわかりにくいんですが、これから身近な暮らしの中にも

結局薬品とか化学物質とか、適正処理をどうしたらいいのかわからない、そういうかなりホルモンのようなものが入っているものとか、これからこの辺の問題が家庭でも事業者でも大きな問題になってくると思うんです。ですから、できるだけ早いうちから身近な情報をどんどん出してこの辺に関しての消費者と近隣の工場とか、そういうところのコミュニケーションを図るような、そういうふうに少し努力をしていただくとすごくうれしいなというふうに感じております。

特に、先ほどの御説明では、新宿区内には印刷とかクリーニング、ガソリンスタンドとかという話がありましたけれども、こういうようなところでどんなものがある、どういうふうに管理していらっしゃる、私たちはそれに対してどういうふうに、何か自分たちがやるべきことがあるならどうということなのかとか、そういうところからどんどん情報をいただくと、いろいろなところが消費者自身もわかってくるのではないのかなと思います。

環境保全課長 今、御指摘の点は大変重要視しております、私どもも化学物質の適正管理の仕事を区の仕事としてお引き受けするに当たってこういう問題が重要だというふうに認識しております。東京都とのリスクコミュニケーションのあり方検討会などにも参加させていただいて、実は平成14年度にリスクコミュニケーションのモデル事業というのを新宿区で実施しようということで、これは東京都さんが主体ではありますが、実際の業務に携わる区として、それから地域に密接に携わっているものとして、地域の方々と一緒に取り組んでいこうということで今準備をしているところでございます。

崎田副会長 そういう取り組みってきっと日本の中でもすごく早いと思うので、実施されたらどんどんそういう情報を発信していただくとか、それがこれから新宿や東京だけではなくて日本全体のコミュニケーションづくりに役立つのではないかという感じがしますので、ぜひ取り組んでいただくと嬉しいなと思います。

環境保全課長 現在のところわかっているのは、東京都内では板橋区が工場を中心にしたリスクコミュニケーションのモデル事業、府中市がやはり大きな工場を中心にしたリスクコミュニケーションのモデル事業、新宿区は町場ですね、ですから印刷屋さんから洗濯屋さんからガソリンスタンドだとかそういうものがある地域、一応商店会を中心に考えておりますが、そういう町場のリスクコミュニケーションについて取り組んでいこうということで今準備しております。ですから、2区と1市がとりあえず東京都と一緒にやろうと。

丸田会長 ほかにございますか。

では、4番目の東京都環境基本計画についてということで御説明ございましたけれども、あわせて御意見、御質問、よろしくをお願いします。

崎田副会長 今、この概要版を拝見して、かなり細かい分野のきちんとした項目出しができてきているので、こういうのをしっかり取り組んでいただいて、結果が見えてくるというか、先ほどのいろんな御発言の中にもISOのときの委員の方の御発言にもありましたけれども、何かうまくいってきたとか少しずつ改善したというようなことが結果が見えてくるとみんなすごく元気になってくるというか、そういうのもありますので、何かそういう結果の公表の仕方とか、そういうのも工夫していただけると、みんなで乗りやすいではないかなと感じます。

あともう一つですが、ここの中には廃棄物の分野の話、あるいは循環型社会づくりという話が、もう一つ審議会がありますので意識的に外され - - 入っていますね、失礼いたしました。申しわけありません、入っています。ただし、この辺の分野はもう一つ審議会があるのできっと両方が一緒にならないといけないことがあると思いますので、これから先ほどの環境学習の話とかいろんなことがすべてかかわってくるようなところがありますので、環境土木部の中のいろんな情報交流を密にさせていただくとうれいなというふうに感じます。

丸田会長 新宿区の環境基本計画の改定とか、こういったものを受けた形というか、時代的なものも変わってきているとか、必然性が出てきているとか、いろんなことで何か予定はございますか。

環境保全課長 今、環境基本計画として位置づけている新宿区の環境管理計画は平成6年に策定しております。一応10年計画にはなっておりますので、後期基本計画等を検討していく中で環境基本計画を策定していきたいと、あわせて整合性を図りながらつくっていききたい、改定をしてきたいというふうに考えております。できれば14年から早速準備に入っていきたいというふうには考えております。

丸田会長 できれば14年度。

環境土木部長 つくるのは15年度以降ですけども、結構大変ですから14年度から……。

丸田会長 庁内でね。

環境土木部長 庁内とか、皆さんの御意見を伺うときをつくると、そういうことです。

丸田会長 予算絡みの差が今度はないということですよ、14年度には。

環境土木部長 そうですね。

久保委員 10ページに「目標達成状況を総合的に評価し、必要な見直しを新宿区区長は行う」というふうに書いておりますけれども、この「必要な見直し」ということについて具体的に今わかっていることがあったら教えていただけませんか。

環境保全課長 私どもがこれを策定したときは、京都議定書に基づく国の対応がまだ具体的になっていない段階でこれを策定いたしました。私どもはこれはISOの取り組みとあわせて形で目標値なんかを設定しておりますが、今後地球温暖化対策が国からいろいろな形で示されたときには、目標値等などについてもあわせて見直していかなければならないなというふうに考えているところです。

内田委員 皆さんの御意見はごもっともでございますけれども、私はちょっとこれとは直接関係ないと思うんですけれども、しかし現実的には一番大事な問題でございます。皆さんも御存じのように京都の議定書を地球温暖化対策等について、過去においてはこうやって一生懸命やっているわけですが、アメリカのわがままによって、今言われるとおりその問題等もうやむやになってしまうと、こういう点もあるんじゃないかと思えますし、そういう点について、23区なら23区全体がもう少し強力な申し入れを政府にするなり、あるいは政府からアメリカに申し入れをやるというようなことにならないと、一わがままによって下部のみんながこうやって努力してやっているのにもかかわらず、一大国だけが自分の利のためには人は構わないというようなことであってはならないと思うので、その点については役所の方で何か具体的には申し入れをしているとかやっていますか。

環境土木部長 区議会で全員意見書ということで採択されまして、アメリカも含めて議定書に批准するよということをやっておりますが、ただアメリカを除いても、日本なんかもヨーロッパと組みまして批准に向けてということで今準備中なんです。アメリカをどう入れるかという問題はあろうかと思えますけれども、今、内田委員もおっしゃるように世界的に何かやってもらわないと困るんですけれども、それは環境省が先に立ちまして、まずはヨーロッパと日本の主要なところでやって、その中にアメリカをどう取り込んでいくかというような形でやっていますので、区としては当然、東京都と組んでアメリカも含めた全世界的に批准すべきだという形でいますし、当区議会においてもそういう御意見をいただいておりますので、おっしゃられることは同じことのように考えております。

内田委員 非常に大事な問題ですし、1回や2回で話を聞くような玉ではないことは事実ですから、原爆だって何だって自分は実験しておきながら、ほかの国がやればけしからんなんで、こういう一方的なことを許すこと自体もいけないし、我が国としてもこういった地球の

温暖化ってこれは本当に正直申しまして、私どもは今神田川の桜でも困っているんですよ。3日や1週間なら我慢もできるんですけども、2週間も早くなっちゃったでしょう。これは温暖化のためだかどうだかというのはわかりませんが、これは区民にとっては費用をかけて相当苦労してやっているわけなんです。そういう状態からいっても、これは温暖化するということになれば、毎年そういう繰り返しになるのではないかというふうに考えておるわけなんですけれども、そういう点でぜひひとつこの問題等については力を入れてお互いにやるように、会長、お願いします。

丸田会長 微力ながら当審議会が頑張らなきゃいけないですね。

ほかにございますでしょうか。

崎田副会長 ちょっとこの基本計画を今もう一回拝見していて、後ろの戦略プログラムというところにこれを主に具体的にやっていこうという形で戦略プログラムが出ていて、これを見ながら今ふっと思ったんですけども、これは東京都の環境基本計画の戦略プログラムとして、何か今こういう流れになると最後のあたりの普及啓発の部分とか、環境学習の推進とか、そういうものの核になる人材育成というのは、私たちの身近な感覚から言うとその辺がとてども大事だと思うんです。今、東京の施策見解からいうと、きっとその辺は終わったと思っていられるか、それとも区の役割というふうに感じてらっしゃるのかと思うので、区のところでは人材育成とか環境学習の推進とか、環境パートナーシップを育成するとか、何かその辺のことをかなり強く打ち出していただければうれしいなと感じました。

もう1点、今割にこういう環境分野を進めるときに、それをいわゆる経済システムの中で定着させながら実現させていくということがかなり強く言われていると思うんですね。なぜかというと、やはり不況の時代ですからコストがかかる、あるいは環境を配慮することがどんどん企業の競争力を弱めていくみたいな形になると、なかなかみんな取り組めないわけなので、その辺を今、経済のシステムに定着するような形で環境の仕組みをつくっていくということがかなり強く言われていると思うんです。特にこういう大都市新宿ではそういうこともどんどん視野に入れながら、ビジネスといっても大きなビジネスから身近な商店街の活性化みたいな話まで全部入れて、今何で商店街と言ったかということ、本当に消費者が暮らしと密着するのはそういう身近な商店街の商習慣とか商行動も影響してくるわけですから、何かそういうところの地域と密着しながら、経済と密着しながら新しいライフスタイルをつくっていくみたいな、そういうところに関してもしっかりと押さえていくというような視点を持っていただけるとうれしいなと感じました。よろしくお願いします。

久保委員 先日、僕が会長をやっている東京23区の建設委員長会でヒートアイランド対策の東京都の施策を中心に勉強会をしたんですけれども、本当に切実な問題だということを痛感したんですが、それで戦略プログラムの3ということで出ていますけれども、こういう東京都の戦略プログラムというのは具体的には新宿区に何らかの形で一緒にこういうことをやろうとか、財政的にはこういうふうにしようとか、そういうような話は来ているんでしょうか。3のところだけでいいんですけれども。

環境土木部長 ヒートアイランド対策として一番わかりやすいのは、道路舗装をどういうふうにしようかというような話で、東京都の方ではモデル事業といたしまして都の出資金の中で試験的に舗装をしてやろうというような話がありまして、当初はそれを新宿区の中でモデルでやろうという話もあったんですが、いろいろ予算査定の中だと思っておりますけれども、来年度は見送りということになりましたが、今、久保委員がおっしゃられたように相当東京都も危機感を持っていますので、それ以降には当然、各区でモデル事業化、実際の方の事業に変わるかもしれませんけれども、そういう話は来るのではないかと期待しております。

ただ、私どもとしても東京都に頼るだけではなくて、できる形のものがあればやっていこうかなというふうに考えております。ただ、そのために特に予算は取っていませんけれども、工夫の中でやっていけるものはやりたいなと、こういうふうに思っております。

久保委員 桜まつりができなくなっちゃうものね。

丸田会長 これに関連して御質問をさせていただくと、屋上の緑化の話もここに入っていますよね。それで、東京都が最近後発で言い出していますよね、やっと屋上緑化って。新宿が第1号で23区の中で言い出したんですけれども、その後実行の方はどうなんですか。

環境土木部長 屋上緑化は民間が一定の規模以上のものを建てる時に、屋上の何%をやりなさいというふうになっていまして、それによって結構緑化率が上がっているんです。ほかのところは先生が御案内のとおり樹木・樹林がどうしても減っていつてしまうんですけれども、屋上緑化だけがふえているんです。それで、去年の夏に基準をちょっと強めましたので、またふえてくるということでやっています。

それから、公共緑化につきましてもやっていかなければならないということで、ぼちぼちですけれどもやっておりますして、14年度には本庁の屋上に見本園的なものをつくろうということで考えております。

丸田会長 順調に進んでいるんですね。

久保委員 簡単に情報提供をさせていただきます。

皆さん御存じだとは思いますが、新宿区はおくればせながら本格的にこの屋上でやるんですが、実は建設委員協会で視察をしてきたんですが、渋谷区役所が渋谷区役所の施設を使って屋上緑化のモデルをつくってあらゆる研究をしているんですね、本当にあらゆる角度から。それで、区民の皆さんにも、どうぞ見に行っちゃいって相談に乗ったり指導をしたり、こういう土を使ったらいいとか、こうやったらいいとかってね。ですから、本当に渋谷さんにはそういうことは先を越されたけれども、早急に追いついてやってほしいと思ひまして、情報提供まで。

環境土木部長 おっしゃられるとおりで、ただ渋谷と同じことをやっても後追いになりますので、私どもはもっと身近な規模の小さいようなところでできるようなものをやろうかという形で、渋谷は要するにゼネコン系のような企業が大々的にやる見本園をその企業のお金でやっているわけです。私どもは一般民家のところでやるのにはどうしたらいいかというようなことを目指したいなど、ちょっと特徴づけないといけないかなと思っています。

以上です。

丸田会長 学校の屋上緑化は話題になっていませんか。

事務局次長 たしかピオトープとか、屋上も小規模なものは今までもやっているんですが、14年度もさらにたしか数をふやして取り組んでいくようになったと。

環境土木部長 みどり公園課が指導というかいろいろ段取りをやりまして、10校ぐらい以上やっていこうというような形で今考えているところです。

丸田会長 やはり空間とか施設がないと、なかなかね。

環境土木部長 管理の問題がだれがどう管理するかというのが大変な問題になります。

板本委員 希望というかお願いなんです、さっき崎田委員の方から環境学習の重要性みたいなことをおっしゃられたのですが、東京都が環境学習センターを廃止する理由として、市区にそういう施設があるからというようなことを言われていた気がするのですが、新宿区は残念ながらないので、つくっていただければ。

丸田会長 あの施設は廃止になるんですか。

板本委員 秋葉原に移転しまして、それも今度廃止が打ち出されている。

環境土木部長 後期基本計画の中では一応検討することになっているのですが、環境学習センターの本来のやり方というのがどういうのがいいのかというのは、相当研究しないとお金ばかりかかってしまって、来る人が同じような、要するに全般的に来てくれればいいんですけれども、ほんのごく一部の人しか来ないとかいう問題とか、そういう来た人がどうやっ

て創意工夫をするか。要するに、ただ見て学ぶというのはなくて自分の手で体験するにはどうしようとか、はっきり言ってお金の関係もありますので、その辺のところを十分に後期基本計画の中で検討したいと。

中村委員 やはり地球温暖化にしましても住民サイド、区民で自分たちがどんなことができるかというのが一番大切だと思うんです。

それで、前にもちょっとお話しをさせていただいたことがあるんですけども、こういうふうにとたくさん並べても、私たちもそうなんですけれども、何をしようという、そういう取り組むものが自分でこれからやってみようという方が少ないと思うんです。これはまた広報部やなんかと課が違いますので難しいかもしれませんが、区報の欄外にでも今月の取り組み目標のような環境に関するもの、みんなができるようなものを今月の目標というような形で書いていただいたら、それを見た人が今月はこういうことに取り組むんだな、自分もやってみようというような、そういうものになるのかなというような気がするんです。ですから、毎月でなくても2カ月に1回ずつ変えていくとか、何かそういうようなものでみんなが努力すれば、何とかもう少し改善できるのかなという面もあると思うんですね。ごみなんかも大分減量できたということで、町会なんかでもやっていますけれども、そういうようなもので話を伺いますと、やはり本当に身近な人の努力でそれができるんだということが皆さんわかりますので、ぜひそんなものも考えていただけたらと思います。

環境保全課長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから環境審議会を開

丸田会長 大変いい御提案だと思しますので、十分検討させていただきたいと思します。

その他について

丸田会長 お願いします。

では、そろそろ時間になりますけれども、崎田委員、何か一言。

崎田副会長 その他というところで一言申し上げようかと思ったんですが、情報提供でこういう場で申し上げてあれかどうかと思ったんですが、やはり区役所とか教育委員会などに応援していただきながらやっている行事ですので、一応ちょっと御報告しておこうかと思うんですが、私は今地域の環境の関連する方たちの立場と分野を超えた方たちのネットワークというものの代表者をしているんですが、そこで今地域で環境学習や普及啓発に取り組んでいる市民や事業者の方たちができるだけ情報を持ち寄って、学校の先生とか指導者の方たちと出会いたいという、そういうお話がここのところふえてきましたので、そういう出会いのイ

ベントというか仕掛けを今週の28日の午後、富久小学校をお借りしてやらせていただくのですが、それに当たっては本当に区が協賛に入ってくださって、教育委員会が後援してくださったり、東京電力の社員の方が非常に熱心に動いてくださったりとか、あともちろん板本さんも区民として動いてくださったり、皆さんで本当にいろんなお立場の方が力を合わせてくださって大変ありがたいと思っています。

こういういろいろなネットワーク型の動きが広まっていくと、いろんなところでいろんな人がつながっている。いろいろな企画を打つと、やろうという人が集まったりしてくるのではないかなと感じております。とりあえず最近のそういうことに関して多くの方の御協力をいただきながらみんなでやっているという動きがありますので、委員長にも御報告がてら言わせていただきました。いろいろまたよろしく願いいたします。

久保委員 僕は初めてなものですから、環境審議会委員15名の中で助役、幹事8名の中で企画部長、区民部長、都市計画部長、きょう欠席されている明確な理由を知っていたら教えてください。

環境土木部長 この審議会の日程を決めるのがおくれってしまったものですから、先の会議が入っていたというふうに伺っておりますけれども。

久保委員 それ以上は伺いませんけれども、実際に僕が委嘱状をいただいたのが平成13年6月18日ですから、もう9カ月たっています。きょう初めて環境審議会に参加した。そして、助役以下、主要な幹事の方も理由ははっきり納得できるような状態でなしにお休みになっている。環境審議会というものの存在価値を実際にこの新宿区役所自身がそう重きを置いていないのではないかというふうな、すごく不安に襲われたんですけれども。そういうことはないんですか。

環境土木部長 審議委員と幹事とは大分立場が違うとは思いますが、決して環境審議会をないがしろにするとか、軽んじるという気持ちは全然ございませんで、ちょっと久保委員が6月になられてから初めてということで非常に申しわけなかったんですが、ここで出ましたのは報告事項ということで、東京都の方でいろんな環境基本計画というようなことも出ましたので、それと今後の新宿区の環境基本計画についての準備も14年度にやりたいということで、こういう押し詰まったときにやらしていただいたわけでございますけれども、決してないがしろにしてこれをおくられたというつもりはないので、結果的にこういうことになりまして申しわけございませんでした。

久保委員 はい、わかりました。

沢田委員 私もこの環境審議会は初めて出させていただいたんですけれども、ほかの審議会はいろいろ出ていたんですが、ここは速記の方も入られてきちんとした議事録なんかもつくられていると思うんです。そういう意味では、出てみての感想かあれなんですけれども、非常に皆さん活発に御発言されていると感じました。ほかの審議会と比べても非常に活発にされていると思いました。ただ、それがここの情報自体も外に発信していくような形をとらないと、せっかくここで皆さんが情報提供なり御発言していただいていることが広がらないともったいないなというのは思うんですね。

ですから、せっかく速記も入って議事録があるわけですから、これはインターネットとか、そういうものを通じてどんどん発信をしていっていただきたいなと思うんです。東京都なんかは、審議会にしても懇談会とか、そういうものにしても、かなり密な議事録がばっと情報公開でインターネットでとれるようになっていきますので、ネットで流れるとわざわざ紙で取り寄せなくてもいいので、私としても非常に紙を使わなくて済むので、そうしていただくとありがたいなというふうに思いますのでよろしくとりあえずの希望です。

松川委員 久保委員に関連してなんですけれども、私はこの問題は幹事が来ないというのを代表質問でも取り上げて、この間は環境土木部長以下全員がそうになって、都市計画部長は遅刻で途中退席というような状況だったので、きょうは皆さんいらっしゃってびっくりしたというか、よくなったのではないかなという感想を持っているんですけれども、今回は特にISOの問題とか全庁的な問題が多かったと思いますし、各部の取り組みというものも真剣に皆さん聞きたいと思うので、そのような感じでよくなってきつつあるという現状でもあるということです。ということで、ぜひ頑張ってください。

丸田会長 松川委員は御存じだと思うんですけれども、助役さんはずっと前にお出になっていたでしょう。続けてほとんど欠席されないで。きょうは特に御用事がおありになったと思うんですけれども、熱心に。僕、感心してしまして随分陳情しましたもの、助役に。環境があつての都市計画だよとかね、そういう感じで、審議会の中でも最優先に位置づけないと無理ですよという話を、いろんな環境都市宣言をやる前に審議会で発言等もさせていただいた経緯もありまして。僕は熱心に取り組んでられると思う。きょうはたまたま日程的に日が合わなかったと。

久保委員 助役はかわいい後輩だから厳しいので、申しわけありません。皆さんにそんなに助役をかばわれたら、おれも立つ瀬がないな。

新井委員 私もきょう初めて出させていただきまして、どうもありがとうございました。

事業者の立場であちこちに勤務をしているんですけれども、比較的新宿に来まして環境ネットワークというような形で、いわゆる市民レベルといいますか、NPO的な活動を非常によくやられているなという印象を持っております。事業者としてはいろいろな法律あるいは行政からの指導等に基づいて、先ほど話が出ていましたけれども届け出をしたり、計画をつくったりするんですけれども、必ずしもまだ規模の上の方に対象があって、まだもう少し、中規模なところにまだ行き渡っていないかなという感触を少し持っております、そういうところをネットワークのような活動でフォローしていけるといいのかなというふうに思っております。

あと、もう一つは感想でございますけれども、新宿区さんの取り組みが全体的に非常に進んでいると認識はするんですけれども、行政で持つ部分と私どものような事業者が持つ部分と、それから区民のレベルで持って進めるという部分と、これが一体という言葉とはまた別に、何か役割分担みたいなものがあるといいのかなという感触も少し持っております、私自身のこれからの課題かなと思っている次第です。

参考的に申し上げました。

丸田会長 どうぞよろしく申し上げます。

では時間ですので、事務局からその他ということで締めさせていただきます。

散会

環境保全課長 どうもいろいろ貴重な御意見をありがとうございました。

今後の審議会のことでございますが、皆様の任期は平成14年の7月になっております。新年度になりましたら、できるだけ早く審議会を開かせていただきたいというふうに考えております。

実は、事務局を務めさせていただきました私もこの3月で定年退職をすることになりましたので、新年度新しい課長が参りまして事務局として務めさせていただくことになりました。長い間ありがとうございました。新年度早々なるべく早うちに皆様方に御連絡させていただきますので、どうぞその節はよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

丸田会長 では、これもちまして環境審議会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後5時46分閉会